

辰野町空き地バンク実施要綱

令和3年4月1日

告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町における空き地の有効活用を通して、定住人口、関係人口、交流人口及び事業者を増やすことにより、地域活性化及び地域コミュニティの維持への寄与を図り、魅力あふれるまちづくりに貢献することを目的に、空き地バンクを実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 個人又は法人が現に活用していない(近く活用しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する宅地及び雑種地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とする土地を除く。
- (2) 所有者等 空き地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 空き地の利用を希望する者をいう。
- (4) 協力団体等 空き地における媒介業務に関する協定を町と締結した、町内に事業所を置く団体及び事業者をいう。
- (5) 空き地バンク 空き地の売買、賃貸等を希望する所有者等からの申込みにより、空き地の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き地バンク以外による空き地の取引を妨げるものではない。

(登録の申込み等)

第4条 空き地バンクへの登録を申し込む所有者等は、辰野町空き地バンク登録申込書(様式第1号)に辰野町空き地バンク登録カード(様式第2号)(以下「登録カード」という。)を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、協力団体等に対し、現地調査等の登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 3 町長は、前項の規定による調査の結果及び登録カードの内容等について、登録することが適当であると認めた場合は、当該土地を空き地バンクに登録するものとし、当該所有者等に通知するものとする。
- 4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き地バンクに登録しないものとし、当該所有者等に通知するものとする。
 - (1) 第2項の規定による調査の結果及び登録カードの内容等について、登録することが適当でない町長が認めたとき。
 - (2) 前項に掲げるもののほか、町長が適当でない町長が認めたとき。
- 5 空き地バンクに登録された空き地の維持管理は、所有者等が責任をもって行うこととする。
- 6 町長は、第3項の規定による登録をしていない空き地で、空き地バンクによることが適

当であると認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き地情報の公開)

第5条 町長は、前条により登録したときは、辰野町公式ホームページへの掲載、閲覧及びその他の方法により空き地に関する情報を公開するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 第4条第3項の規定により登録を完了した所有者等(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかにその変更内容を町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き地に係る登録情報を空き地バンクから抹消し、登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から辰野町空き地バンク登録抹消届出書(様式第3号)の提出があったとき。
- (2) 空き地バンクの登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 当該空き地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(利用希望者等の要件)

第8条 利用希望者が、空き地バンクに登録のある土地のうち、居宅用地として土地を利用するときは、その土地に定住又は定期的に滞在し、自治会に加入して地域住民と協調して生活するよう努めるものとする。

2 利用希望者が、空き地バンクに登録のある土地のうち、店舗、工場、事務所、倉庫及び駐車場などの用地として土地を利用するときは、3年以内に利用を開始し、地域の活性化等に努めるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、空き地バンクの利用をすることができない。

- (1) その土地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる場合
- (3) 辰野町再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例(令和2年9月18日条例第26号)第2条第1号に規定する再生可能エネルギー発電施設として土地を利用する場合
- (4) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めた場合

(空き地バンク利用の申込み及び通知)

第9条 利用希望者は、空き地バンクを利用しようとするときは、辰野町空き地バンク利用申込書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、辰野町空き地バンク利用登録簿(以下「利用登録簿」という。)に登録し、当該申込みをした者に通知するものとする。

(利用登録者情報の提供)

第10条 町長は、前条第2項の規定により利用登録簿への登録を行った場合は、当該登録に係る空き地の登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者

の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

- 2 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(自治会の長への情報提供)

第 11 条 町長は、空き地を空き地バンクに登録したときは、当該空き地のある自治会の長に対して、その旨の情報を提供することができるものとする。

- 2 町長は、利用希望者より空き地バンク利用申込書の提出があった場合は、その土地のある自治会の長にその旨の情報を提供することができるものとする。
- 3 自治会の長は、利用希望者に対し、地域に居住したり、企業立地するための説明会や交流会等を開催することができるものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第 12 条 町長は、必要に応じて利用希望者及び協力団体等に対して、登録された情報を提供することができるものとする。

- 2 町長は、登録者と利用希望者との空き地に関する交渉及び売買並びに賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。
- 3 交渉及び契約等に関する一切のトラブル等については、登録者、利用希望者及び協力団体等にて解決するものとする。
- 4 協力団体等は、登録者及び利用希望者との交渉及び契約等の媒介業務を行った場合は、速やかにその結果を町長に報告するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。